AI モデルに関する利用規約

金融庁では、金融機関による効果的・効率的な事業者支援の取組みを後押しするため、令和 4 年度より AI 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた委託調査・研究(以下「本調査・研究」という。)を実施し、本調査・研究の過程で AI 技術を活用して各種データを分析するためのソースコード ¹、モデルファイル²、モデル解説資料³、及びモデル利用のための参考ツール⁴(以下あわせて「本 AI モデル」という。)を作成しました。

本 AI モデルは、以下の利用条件、禁止事項、その他留意事項(以下あわせて「本利用条件等」という。)に従い利用することができます。利用希望者は、本利用条件等に同意のうえ、金融庁まで申請してください。なお、申請に当たり、利用希望者は、以下の本利用条件等に同意したものとみなします。

1. 利用条件

- ・本 AI モデルは、地域経済の活性化に向け、地域の事業者の経営改善を後押しすることを目的に作成しています。例えば、本 AI モデルを参考に、金融機関等での経営改善支援先の優先順位付けモデル等の実用化へ向けたシステム開発を行うこと等を想定しています。
- ・ 利用予定者は本 AI モデルの利用にあたり、利用目的等を記載した利用申請書を提出していただきます。金融庁は利用申請書に基づき適合性を判断します。利用申請者は、申請した利用目的の範囲内でのみ、本 AI モデルを使用することができます。
- ・本 AI モデルは、第三者に譲渡し、貸与し、配布し若しくは利用させ、又は複製してはならないものとします。ただし、第三者に本 AI モデルの導入支援を委託する場合等においては、本 AI モデルを第三者に利用させることはできますが、その場合、当該第三者に対し利用申請者の責任において、本利用条件等を遵守させることとします。
- ・ 利用申請者による本 AI モデルの利用が、本利用条件等に違反する等、その利用方法が著しく 不適当であると金融庁が判断した場合には、利用を中止していただきます。
- 本 AI モデルのうちソースコード及びモデルファイルについては、Python (バージョン 3.8.12)、
 scikit-learn⁵ (バージョン 1.1.1) で作成しており、実行するためには、Python 及び Jupyter Notebook⁶の実行環境が必要になるほか、scikit-learn 等の機械学習を実行する ためのライブラリが必要になります。
- 本 AI モデルのうちモデル利用のための参考ツールについては、Windows OS (バージョン 10、64bit)、Microsoft Excel for Microsoft 365 を使用して作成しており、実行するためにはWindows OS (バージョン 8 以降、64bit)、上記と互換性のある Excel および EXE ファイル (実行ファイル)の実行環境等が必要になります。

¹ プログラム言語(Python)を用いた、機械学習を行うための命令手順を示したスクリプト

² 学習するための各種データを準備し、ソースコードに基づき機械学習を行った結果(パラメータ、設定値等)を保存したファイル。分析したいデータを準備してモデルファイルを実行することで、学習するためのデータを準備することなく結果を得ることができる。

³ ソースコード及びモデルファイルの利用、モデルのカスタマイズの手順を示した解説書。

⁴ Excel および VBA を通じて Python 環境にてモデルファイルを動かすことが出来るようにしたツールで、 サンプルとしての位置付け

⁵ Python で使用可能な機械学習を実行するためのライブラリ(オープンソース)

⁶ 機械学習を行う際に広く使われている、統合開発環境(オープンソース)

2. 禁止事項

- ○利用申請者は、本 AI モデルの利用にあたって以下の各事項を行ってはなりません。
 - ・ 本 AI モデルの全部若しくは一部を販売する行為又はそれらに類する行為等の営利目的・商業目的での利用行為。
 - ・本 AI モデル又は本 AI モデルを改変若しくは加工したモデルの出力結果に基づき、融資又は 条件変更等の可否の判断を行う行為。
 - ・ 金融機関等の取引先に対する融資又は条件変更等の可否の判断の説明に、本 AI モデル 又は本 AI モデルを改変若しくは加工したモデルを活用した旨を伝える行為。
 - ・ 本 AI モデルを本利用条件等に違反して改変又は加工する行為。
 - ・ 正当な理由なく金融庁の運営を妨げる行為、第三者の信用を毀損する行為又はそれらのお それのある行為。
 - ・ 第三者の著作権その他の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行 為又はそのおそれのある行為。
 - ・ 第三者を誹謗・中傷し、その名誉を毀損する行為又はそのおそれのある行為。
 - 第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為。
 - ・ 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為。
 - ・ 事実に反する情報を提供する行為又はそのおそれのある行為。
 - ・ 以上に定めるもののほか、本利用条件等に違反する行為又はそのおそれのある行為。

3. その他留意事項

- ・ 金融庁は、利用申請者が本 AI モデル又は本 AI モデルから得られた情報を用いて行う一切の 行為について何ら責任を負うものではなく、利用申請者の当該行為に起因して利用申請者ない し第三者に生じた損害につき、金融庁は一切責任を負いません。
- ・ 利用申請者が、本 AI モデル又は本 AI モデルから得られた情報を用いて行う一切の行為によって、金融庁に損害を生じさせた場合には、当該利用申請者に金融庁に対する損害賠償責任が 生じることとなります。
- ・ 利用申請者は、本 AI モデルの利用にあたり、自己の費用と責任において必要な環境整備を行うこととします。なお、利用申請者の当該環境整備に起因して利用申請者又は第三者に影響が生じた場合においても、金融庁は一切責任を負いません。
- ・本 AI モデルのうちモデル利用のための参考ツールについては、Excel を通じてモデルファイルを使用し、経営改善支援スコアを出力できることを示すためのサンプルとして作成したものであり、当該ツールの結果がモデルファイルを直接使用した結果と一致することを保証するものではございません。
- ・ 本 AI モデルは、予告なく更新、配布の終了等が行われることがあります。
- ・ 金融庁は、本調査・研究の最終報告書及びモデル解説資料を超えた本 AI モデルの利用方法 等に関するお問い合わせ等には応じかねます。
- ・ 利用申請者は、本 AI モデルの利用により、第三者との間で紛争等が生じた場合は、利用申請者の一切の責任と費用負担において、当該紛争等を解決することとなります。
- ・ 本利用条件等は、日本法に基づいて解釈されます。また、本 AI モデルの利用及び本利用条件 等に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

4. 特記事項

- ○利用申請者が以下の一つでも該当する場合には、金融庁は配布を行わない又は利用を中止していただきます。
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個 人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結 する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的 に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力 団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を 有しているとき

以上